⑲　契約締結後に配置する技術者の要件

ア．技術者の専任に関する事項

次に掲げる基準を満たす現場代理人及び主任（監理）技術者を当該工事に専任で設置できること。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む）している期間とする。

①　監理技術者にあっては、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者の届けの提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

・平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者

・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

②　主任（監理）技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有すること。

イ．技術者の経験に関する事項

①　現場代理人又は主任（監理）技術者は、下記の元請けとしてしゅん功（完了）認定された同種工事の経験を有すること。

（工事経験の設定年数は設定しない）

同種工事

供用中の道路（国道又は自動車専用道路）において、設計舗装補修面積（表層）６万㎡以上のアスファルト舗装工事

・特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。

⑳　地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更　本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

6　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Toshio Nakai, Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Pavement repair work on the Tomei Expressway in Gotemba area (FY2019)

⑷　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 5 March 2020

⑸　Due date for the submission of tenders by electric bidding system : 4 : 00 P.M. 21 May 2020. (If documents submitted by registered mail, 4 : 00 P.M. 21 May 2020)

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese

⑺　Contact point for tender documentation : Assistant Manager of Contract Division, General Affaires and Corporate Strategy Department, Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. Shiroyama Trust Tower 11F, 4―3―1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105―6011 Tel. 03―5776―5600

入札公示

公募型競争入札方式に係る手続開始の公示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和２年２月３日

中日本高速道路株式会社

東京支社長　中井　俊雄

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　調査等名　東名高速道路（特定更新等）伊勢原地区仮設道路詳細設計（電子入札（郵送入札）対象案件）

⑶　履行箇所

東名高速道路

自）神奈川県厚木市岡田

至）神奈川県足柄上郡大井町

⑷　調査内容　本件は、東名高速道路厚木ＩＣ～大井松田ＩＣ間において、リニューアル工事期間中の交通運用について、４車線を確保するために必要となる本線の渡り線や連絡等施設への仮設ランプ、工事箇所への工事用出入口、仮設非常駐車帯及び仮設標識等の設計を行う業務である。

⑸　履行期間　契約締結日の翌日から450日間

⑹　本業務は、資料提出、入札等を原則として電子入札システムで行う対象業務であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、例外的に電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき契約責任者に届出を行い郵送による紙入札方式によることができる。

⑺　本業務は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の業務である。

2　指名されるために必要な条件

⑴　入札参加者に必要な要件

①　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

②　平成31・32年度中日本高速道路株式会社調査等競争参加資格（道路設計）の認定を受けている者であること。

⑵　入札参加者を指名するための基準　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規定第25号）第31条に規定する指名基準による。なお、同基準中の「当該調査等における技術的適正」については、①企業の実績及び業務実施能力、②業務実施体制、③配置予定技術者の経験及び業務実施能力を勘案するものとする。

⑶　入札参加者に要求される資格　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

3　総合評価方式に関する事項

⑴　総合評価方式の仕組み　本業務の総合評価方式は、参加表明書に記載された内容（企業の実績及び業務実施能力、業務実施体制、配置予定技術者の経験及び業務実施能力）の評価による技術評価点と入札書の価格により算定される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする方式である。

⑵　総合評価の方法

①　総合評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

総合評価点：技術評価点＋価格評価点

②　参加表明書の記載内容に応じ、以下の評価項目ごとの評価を行い、最大で500点の技術評価点を与える。なお、評価項目の詳細及び評価に関する基準については、入札説明書による。

１）企業の実績及び業務実施能力

２）業務実施体制

３）配置予定技術者の経験及び業務実施能力

③　技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点：500×（評価項目別得点の合計点／110点）

④　価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。なお、配分点は100点とする。

価格評価点：100－100×（Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ）

ここに、Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）　Ｌ：契約制限価格　Ｘ：最低入札価格